

年次有給休暇の取得

(香川県労働委員会)

相談内容

昨年の4月から、正社員として働いています。年次有給休暇を取得したいのですが、詳しく教えていただけませんか。

お答え

労働基準法では、使用者は、採用後6か月継続して勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対し、6か月経過後に10労働日の有給休暇を与えなければいけないとされています。また、以降1年毎に1日ずつ、そして3年6か月後からは2日ずつ加算され、最高20日を限度として与えなければなりません（労働基準法第39条）。

しかし、これは、労働基準法の最低限の基準であり、事業所の就業規則等で、これを上回ることは構いません。

お尋ねの場合では、6か月経過後の10月に、10日の有給休暇が与えられていると思いますが、事業所によって、年次有給休暇の付与基準日は異なりますのでご注意ください。

年次有給休暇の取得については、1日単位が原則ですが、事業所によっては、半日単位や時間単位で取得できる場合もあります。

使用者は、年次有給休暇の取得を理由として、不利益な取扱いや、取得の理由や目的を付与する際の条件とはできず、申請者が休暇を取得することができるよう配慮することが求められます。ただし、業務の繁忙期にあたり、代替勤務者の確保が困難な場合などには、付与する時季を変更することが可能です。したがって、年次有給休暇の取得を申請する場合は、業務の状況なども踏まえて、就業規則等を参考に、早めに行うことが望ましいと言えます。

また、取得できなかった年次有給休暇の請求権は、2年間で時効によって消滅しますので、当年度に取得できなかった付与日数は、繰り越され、翌年度末まで取得することができます。（労働基準法115条）

なお、事業所によっては、年次有給休暇の他に、特別休暇の制度がある場合があります。任意の制度ですので、こちらも就業規則等をよく確認されておいた方がよいでしょう。